

## 令和5年嵐山町農業委員会 第9回総会議事録

### 1. 開会日時

令和5年11月27日（月）午前10時30分～午前11時00分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

### 3. 出席委員（出席者8名）

第1番 瀬山和令 第2番 金井敏隆 第3番 内田公生 第4番 内田久子

第5番 安藤紀子 第6番 杉田健一 第7番 青木美恵子 第8番 杉田 哲

### 4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第22号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について

日程第7 議案第23号 嵐山町農用地利用集積計画について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は8名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和5年嵐山町農業委員会第9回総会は成  
立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第4 内田 久子 委員

議席番号 第5 安藤 紀子 委員

議席番号 第6 杉田 健一 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第3 諸般の報告をします。  
初めに、農業委員会第9回総会に提出されました議案について報告します。議案第20号、第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件、議案第22号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について1件、議案第23号 嵐山町農用地利用集積計画について1件、合計4件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

議長 以上で、報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目：畑、面積：△△△㎡です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名A氏・氏名B氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地△氏名C氏です。

事務局 転用目的は自己用住宅です。

事務局 申請者らは、現在、長男、長女の4人にて持家で生活しております。当住まいは平成20年に購入した中古住宅ですが、土地が狭いため、駐車スペースが足りていない状況です。また、建て替えも検討しましたが、敷地面積の点から断念し、2台分の駐車スペースと庭スペースが確保できる土地を探しておりました。土地の選定条件として、嵐山町内であること、子供たちの成長を考え、街中ではなく自然に囲まれた場所であること、通勤時間があまりかからないことなど、生活に支障のない場所を考えており、いくつかの建築候補地を探しましたが、希望条件に合わず、断念し、当申請地に決めたとのことでした。

事務局 それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局 工事計画：許可日から令和△年△月末までです。

事務局 農地区分：おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域にある農地ではありますが、相当数の家屋が連たんしている既存の集落に接続しているため、農地転用の不許可の例外規定に該当します。

事務局 資力及び信用：過去に違反転用はなく、建築に係る費用は全て自己資金とのことです。資金調達計画書や残高証明書の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われます。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：農地転用許可申請と同時に開発許可申請をし、まちづくり整備課と協議も順調に進んでいるとのことで、問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況：都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を申請中とのことです。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性については、全て該当しません。  
以上です。

議長 ありがとうございました。

議長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長 どうぞ。  
(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第3班青木委員、お願いします。

青木委員 議案第20号について、調査報告をいたします。  
11月20日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。〇〇〇〇〇〇〇の□側に位置する農地であり、自己用住宅を建設予定です。周辺農地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございました。  
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。



議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は比企郡嵐山町大字〇〇〇字〇△△△番△、地目：畑、面積：△△△m<sup>2</sup>です。

事務局 譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△番地△〇〇  
〇〇〇〇△△△ 氏名D氏です。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇〇△△△番地  
氏名E氏です。

事務局 転用目的は自己用住宅です。

事務局 申請者は、現在、社宅であるアパートに家族3人で  
住んでおり、今後、定年等により退職する場合は、即  
退去をしなければならないため、マイホームの建築を  
計画していたとのことです。生活圏は変えたくなかつ  
たため、現在住んでいる嵐山町内で候補地を探してい  
ましたが、義父に相談したところ、本申請地を貸して  
もらえる話がありました。本申請地は実家のすぐ前に  
あり、両親の介護等を考えると非常に便利な点もあり  
ます。また、この土地以外にもいくつかの建築候補地  
を探しましたが、希望条件に合わず、当申請地に決め  
たとのことです。

事務局            それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。

事務局            工事計画：許可日から令和△年△月△△日までです。

事務局            農地区分：甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

事務局            資力及び信用：過去に違反転用はなく、資金調達計画書やJA提携住宅ローンの審査結果通知の添付があり、所要金額の内訳等も確認できているため、問題ないと思われます。

事務局            申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。

事務局 行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込み：農地転用許可申請と同時に開発許可申請をし、まちづくり整備課との協議も順調に進んでいるとのことですので、特段問題ないと思われます。

事務局 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。

事務局 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと考えます。

事務局 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況：都市計画法第34条第12号の規定による開発許可を申請中とのことす。

事務局 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、農地以外の土地の利用見込み、宅地の造成のみ

事務局      を目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性については、全て該当しません。  
以上です。

議長            ありがとうございます。  
                  ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長            どうぞ。  
                  (質疑なし)

議長            質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、  
現地調査をしておりますので、その報告を第3班  
青木委員、お願いします。

青木委員      議案第21号について、調査報告をいたします。  
11月20日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。○○○○○○○○○○○○の□側に位置する農地であり、自己用住宅を建設予定です。周辺農

青木委員 地に影響はなく、許可妥当と判断いたしました。以上  
です。

議長 ありがとうございます。

議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による  
許可申請について採決します。

議長 本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めま  
す。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定  
による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知  
事に進達することに決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 2 2 号 嵐山町農業振  
興地域整備計画の変更についての件を議題とします。こ  
の件について、嵐山町長より意見を求められておりま

議長 す。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第22号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、説明させていただきます。

農政課長 農用地区域からの除外案件 事案番号1、事案番号2、事案番号3について説明いたします。

農政課長 ・事案番号1

所在地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△番、  
地目：畑、面積が△△△㎡の内△△△㎡です。除外事由は、店舗駐車場で、事業計画者は、氏名F氏です。

農政課長 申し出者は、〇〇〇市でうどん・そば店を経営しておりましたが、今般、息子が店を構えたいとのことで、店を明け渡しました。その後、今までの経験を活かし、以前から出店を計画していた場所である嵐山町の観光拠点区域内で遠山甕穴や小倉城跡など風光明媚な観光スポットがあり、遊歩道を歩く観光客が訪れる遠山地区で

農政課長

嵐山溪谷の観光を盛り上げる一躍を担いたいと思い、土地を探していたところ、地権者の厚意で土地を譲ってもらえることになったとのことです。本申し出地は、店舗と隣接している土地であり、店舗との一体利用が可能であるため、駐車場用地としては好適地だと考え、除外の申し出に至ったとのことです。

農政課長

・ 事案番号 2

所在地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△外△筆、地目：畑、面積が計△△△△㎡です。除外事由は、駐車場の拡張整備で、事業計画者は、氏名G氏です。

農政課長

嵐山町では、「千年の苑ラベンダー園」及び既存の「嵐山溪谷バーベキュー場」、「嵐山溪谷」周辺を町の観光拠点と位置づけ、年間を通した観光集客を狙っており、その施策の中のひとつとして駐車場の拡張を計画しております。本計画地は、千年の苑オープン時以外については、近接して建設したラベンダーを利用した手芸体験教



農政課長

室を開催するための観光手芸施設の利用者の駐車はもちろんのこと、通年で嵐山溪谷バーベキュー場の第2駐車場として利用する他、嵐山さくらまつり、嵐山まつり、嵐山溪谷紅葉まつり、桜シーズンや紅葉シーズンの散策客の駐車場として、年間を通して利用する予定です。特に、5月の連休シーズン、夏休み期間中、秋の紅葉シーズンは嵐山溪谷バーベキュー場の利用者が極めて多いことから、既存駐車場は満車となるだけでなく、入口の県道の渋滞、集落の生活道にも路上駐車が発生するなど、地域住民からの改善してほしいという声も出ている状況です。令和6年の各種イベントでは最大290台の不足が見込まれ、駐車場の拡張整備は必須になることから、今般、除外の申し出に至ったとのことです。

農政課長

なお、こちらの事案につきましては、土地収用法第3条第1項の駐車場法による路外駐車場とみなすことが出来る事業であると考えするため、農地法施行規則第53条第1項第5号に該当し、農地法第5条第1項の規定による農地転用の許可申請は不要となっております。

農政課長

・事案番号3

所在地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番  
外△筆、地目：畑、面積が△△△△㎡の内△△△㎡です。  
除外事由は、農業用施設（作業員駐車場）で、事業計画  
者は、氏名H氏です。

農政課長

申し出者は現在、6 haのラベンダー栽培を行っていま  
すが、通年、管理を行うために常時5～6名程度の作業  
員の車及び作業車両（軽トラック2台、トラクター1台）  
を町道と畑の一部に置いてしまう状況となっております。  
今般、農作業用車両等の適切な管理をしていくため  
に保管エリアとして管理事務所前の町道に隣接した畑  
の一部に碎石を敷き均し、農業用施設用地とすることと  
いたしました。また、観光協会が利用権設定している農  
地は全てが農用地であり、この区域内に限られておりま  
す。その農地の中で、町道に隣接しており、耕作に支障  
を来たす恐れがないと思われるこの農地の一部を選定  
し、申し出に至ったとのことでした。

農政課長

なお、こちらの事案につきましては、農用地区域内での軽微変更であるため、農用地区域からの除外や農地転用には至りません。また、農業委員会には農業用施設の届出（200㎡未満）が提出されていることを報告いたします。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの農政課長の説明につきまして、質疑を行います。

議長

どうぞ

内田委員

事案番号2についてですが、一定の条件を付する必要があると考えます。例えば条件として、農地転用許可を取得しないのであれば、土地収用法による収用と同様と見なせる十分な追加資料の提出や県の協議を十分に行うことを条件とするのが良いと思います。

議長

他にありますか。無ければ、質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますの

議長                   で、その調査報告を第3班 青木委員からお願いしま  
す。

青木委員           1 1月20日の農地調査会にて、現地を調査してまい  
りました。申出地は、〇〇〇〇〇の□側にある農地です。  
事業計画者は店舗駐車場を計画しており、やむを得ない  
と判断いたします。以上です。

議長                   ありがとうございます。続いて、事案番号2につ  
いて、調査報告を第4班 金井委員からお願いします。

金井委員           1 1月20日の農地調査会にて、現地を調査してまい  
りました。申出地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の□側にあ  
る農地です。事業計画者は駐車場拡張整備を計画してお  
りますが、内田委員の質問にもあったとおり、土地収用  
法による収用と同様と見なせる十分な追加資料の提出  
や県の協議を十分に行うことを前提とし、やむを得ない  
と判断いたします。以上です。

議長                    ありがとうございます。続いて、事案番号3について、調査報告を第4班 金井委員からお願いします。

金井委員            11月20日の農地調査会にて、現地を調査してまいりました。申出地は、〇〇〇〇〇〇〇にある農地の一部です。事業計画者は農業用施設を計画しており、やむを得ないと判断いたします。以上です。

議長                    ありがとうございます。  
                              これより、議案第22号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、採決します。

議長                    本案を、一定の条件を付して原案のとおり変更することについて賛成する委員の挙手を求めます。

議長                    挙手 全員

議長                    よって、議案第22号 嵐山町農業振興地域整備計画の変更について、事案番号1と事案番号3について

議長 は「やむを得ない。」という意見を付し、事案番号2  
に関しては、「土地収用法による収用と同様と見なせる  
十分な追加資料の提出や県との十分な協議を  
することを条件とし、やむを得ない。」という意見を付し  
て、嵐山町長へ回答することに決定しました。

議長 続きまして、日程第7 議案第23号 嵐山町農用  
地利用集積計画についての件を議題とし、審議しま  
す。本案について、農政課長から説明をお願いします。

農政課長 議案第23号 嵐山町農用地利用集積計画につい  
て、説明いたします。

農政課長 新規設定は、田1筆851㎡、畑7筆12,241  
㎡、計8筆13,092㎡です。

農政課長 更新再設定は、田26筆50,031㎡、畑14筆  
8,155㎡、計40筆58,186㎡です。

農政課長 合計48筆71,278㎡、うち田27筆50,882㎡、畑21筆20,396㎡です。

農政課長 (新規8筆・更新48筆の読み上げ)

農政課長 以上です。

議長 ありがとうございます。

議案第23号 嵐山町農用地利用集積計画について質疑をおこないます。

議長 どうぞ。

(質疑なし)

議長 質疑を打ち切ります。

議長 これより、議案第23号 嵐山町農用地利用集積計画について採決します。本案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手 全員

議長 よって、議案第 23 号 嵐山町農用地利用集積計画  
については、原案のとおり承認し、嵐山町長に回答す  
ることに決定しました。

議長 これにて、本総会に付議されました案件の審議は全  
て終了しました。

議長 以上をもちまして、令和 5 年嵐山町農業委員会第 9  
回総会を閉会します。

議長 ご苦労さまでした。



上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

---

委員 内田 久子

---

委員 安藤 紀子

---

委員 杉田 健一

---